

2011年9月27日

復興財源（B型肝炎対策財源を含む）としての税制措置について

民主党税制調査会

○心構え

- ⇒議員定数削減等、国会議員がまず身を切る。
- ⇒公務員宿舎、国有地、独法法人等の資産の売却の具体化、公務員人件費削減等、官も身を切る。

○税目

- ⇒社会保障・税一体改革との整理などの観点から、
所得税+法人税を中心
なお、法人税は雇用促進・経済成長戦略の観点から配慮する。
- ⇒所得税付加税を抑制する観点、健康の観点から課税のあり方を検討すべきとの基本的考え方と両立する措置として、
+たばこ税
その際は、葉たばこ農家や小売り・雇用への影響などを鑑み、政府及びJTは対策に万全を期すべきである。また、たばこ税の基本的考え方に基づく課税のあり方及びたばこ事業法を含むたばこ事業のあり方については引き続き検討を行う。

○期間

- ⇒経済に配慮する観点から、負担を抑制しつつ、できる限り早期に措置を終える。このため、10年（法人税は3年、地方税は5年）を基本としつつ、三党合意等を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。

○時期

- ⇒実施時期は、経済の復興状況や周知期間等に配慮する。
具体的には、
 - ・法人税は、平成24年4月から
 - ・個人所得税付加税は、平成25年1月から
 - ・個人住民税の均等割の引き上げは、平成26年6月から
 - ・たばこ臨時特別税等については、平成24年10月から
- 以上について、三党合意等を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。

○その他

⇒所得税付加税、法人税付加税の名称

⇒政府与党は、引き続き税外収入等による財源確保に努める。将来において財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの中に織り込むこととする。

仮に、財源確保額が、財源フレームの見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。

2011年9月29日

復興財源（B型肝炎対策財源を含む）としての税制措置（要綱）

民主党税制調査会役員会

東日本大震災からの復旧・復興の加速化をめざし、現在、政府・与党一体となって、第三次補正予算編成を進めているところである。第三次補正予算を含む5年の「集中復興期間」における所要額などから、1次・2次補正、歳出削減等を除いた部分については、東日本大震災復興基本法、復興の基本方針及び三党合意等に基づき、復興債で対応しなくてはならない。

復興債の償還財源にかかる税制上の措置について、以下の通り考えるものである。国民の皆様の理解が得られるよう、負担のあり方について丁寧に説明する一方、議員定数削減等、国会議員がまず身を切るべきである。また、公務員宿舎、国有地、独立行政法人等の資産の売却の具体化、公務員人件費削減等、官も身を切るべきである。

1. 税目

- 復興債の償還財源としては、「今を生きる世代全体で連帯し」「分かち合う」という「復興の基本方針」の精神によれば消費税が適当との声もあった。
- しかし、社会保障・税一体改革成案において、消費税を社会保障財源に充てることなどから、所得税・法人税を中心とすべきとの判断に至った。
- たばこ税について、所得税附加税を抑制する観点から、臨時に上乗せする。その際は、葉たばこ農家や小売り・雇用への影響などを鑑み、政府及びJTは対策に万全を期すべきである。

この臨時的措置は、健康の観点から課税のあり方を検討すべきとの基本的考え方を踏まえたものであり、今後、たばこ税については、こうした基本的考え方に基づき、たばこ事業法を含むたばこ事業のあり方とともに引き続き検討を行うものとする。

- なお、地方税については、全国の地方団体で予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8兆円程度（推計））に関し、地方団体自ら財源を確保する観点から、個人住民税均等割及び地方たばこ税を臨時に上乗せする。

2. 税率・期間

- 臨時の税制措置は湾岸戦争時の先例はあるが、経済に配慮する観点から、負担を抑制しつつ、できる限り早期に措置を終える。このため、10年を基本としつつ、三党合意等を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。
- 所得税付加税（4.0%、10年間）の始期は、経済が一定程度回復してから開始すべきとの観点から、平成25年1月とする。また、個人住民税均等割の標準税率引上げ（500円／年、5年間）の始期は、個人負担増の激変緩和の観点等から、平成26年6月とする。
- 法人税については雇用促進に配慮しつつ、法人税付加税（10%）は、本則税率等について平成23年度改正を着実に実施することとした上で、経済成長戦略の観点から、平成24年4月から3年間とする。
- たばこ臨時特別税（1円／本、10年間）については、周知期間も必要なことから、平成24年10月から開始する。同様に、地方たばこ税（1円／本、5年間）の充当については、国のたばこ臨時特別税と始期を合わせて実施することとする。
- 以上について、三党合意等を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。

3. その他

- 臨時の税制措置の規模を抑制する観点から、平成23年度改正（給与所得控除等の見直し）による增收分を財源措置として活用する（所得税については、平成24年から5年間、個人住民税については平成25年度から4年間）。
- 資産課税については、平成23年度税制改正（相続税増税+贈与税減税）を確実に実施する。
- 臨時の税制措置の趣旨を明確にするため、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称を例えば、「復興特別所得税」、「復興特別法人税」「復興特別たばこ税」とする。
- 政府与党は、引き続き税外収入等による財源確保に努める。将来において財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレーム

の中に織り込むこととする。

仮に、財源確保額が、福島原発事故への対応などを含む財源フレームの見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。

なお、上記に加え、三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入などの平成23年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指すものとする。

上記を整理した参考資料は別添のとおり。

以上

別添 1

1. 所得税
 - ・ 現行の所得税額に対して4.0%の时限的な付加税を創設する。
 - ： 平成25年1月から平成34年12月までの措置とする。
 - ： 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者と同じとして活用する。これらの施行時期は平成24年分からとする。
2. 法人税
 - ・ 平成23年度税制改正（法人実効税率の引下げ＋課税ベース拡大）の実施とセットで、法人税額に対して10%の时限的な付加税を創設する。
 - ： 平成24年度からの措置とする。
 - ： 付加税は、法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。
 - ： 課税標準は法人税額とし、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
 - ： 平成23年度税制改正の施行時期は平成24年度からとする。
3. たばこ税
 - ・ たばこ特別税と別途に、たばこ1本に対し1円のたばこ臨時特別税を創設する。
 - ： 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
 - ： 平成24年10月から平成34年9月までの措置とする。
4. 相続税
 - ・ 平成23年度税制改正（相続税増税＋贈与税減税）を確実に実施し、その施行時期は平成24年からとする。
5. 個人住民税
 - ・ 現行の個人住民税の均等割の標準税率を时限的に1年に引き上げる。
 - ： 平成26年度分から平成30年度分までの措置（特別徴収については、平成31年5月まで）とする。
 - ： 平成23年度税制改正（給与所得控除等の見直し）による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成25年度分（平成24年分所得）からとする。
6. 地方たばこ税
 - ・ 現行の地方たばこ税の税率を、时限的にたばこ1本に対し1円引き上げ、純増分を財源措置として活用する。
 - ： 平成24年10月から平成29年9月までの措置とする。
7. その他
 - ・ 臨時的な税制措置の趣旨を明確にする観点から、所得税付加税、法人税付加税、「復興特別税」（仮称）、「復興特別たばこ税」（仮称）とする。
 - ： 所得税」（仮称）、「復興特別法人税」（仮称）、「地球温暖化対策のための税の導入など、上記以外の平成23年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指す。

別添2

国 税

地 方 税

所得税附加税	0.6兆円/年(4.0%)×10年	= 5.5兆円	個人住民税均等割	0.03兆円/年(500円/年)×5年	= 0.15兆円
所得控除等の見直し	0.1兆/年×5年	= 0.7兆円	所得控除等の見直し	0.2兆	= 0.2兆円
法人税附加税	0.8兆円/年(10%)×3年	= 2.4兆円			
たばこ臨時特別税	0.2兆円/年(1円/本)×10年	= 1.7兆円	地方たばこ税引上げ	0.09兆円/年(1円/本)×5年	= 0.48兆円
	合計	10.4兆円程度		合計	0.8兆円程度